

埼玉県被災宅地危険度判定地域連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地震等により被災した宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定制度の適正かつ円滑な運用を目指し、埼玉県、市町村相互の連絡調整を行うため、埼玉県被災宅地危険度判定地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 埼玉県、市町村相互の連絡調整及び連絡体制の整備に関すること。
- 二 被災宅地の危険度判定についての調査及び情報収集に関すること。
- 三 その他連絡会議の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 連絡会議は、埼玉県、県内の市町村をもって構成する。

- 2 議長は、埼玉県都市整備部都市計画課長をもってこれに充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、埼玉県都市整備部都市計画課副課長が議長の職務を代理する。

(検討会)

第4条 連絡会議には、所管事務の詳細な事項の検討を行う埼玉県被災宅地危険度判定地域連絡会議検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、埼玉県、さいたま市及び次条に規定する埼玉県被災宅地危険度判定地域連絡会議ブロック検討会（以下「ブロック検討会」という。）の代表市町村をもって構成する。

(ブロック検討会)

第5条 連絡会議には、各地域の課題の検討、地域の市町村相互の連絡調整等を行うブロック検討会を設置する。

- 2 ブロック検討会は、埼玉県県土整備部各県土整備事務所管内に属する市町村をもって構成する（ただし、さいたま市は一のブロック検討会とする）。ただし、熊谷県土整備事務所及び本庄県土整備事務所管内は合わせて一のブロック検討会とする。
- 3 ブロック検討会は一又は二の代表市町村を選定するものとする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、埼玉県都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月22日から施行する。
- 2 「埼玉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会設置要綱（平成15年10月1日施行）」は廃止する。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正による新たな要綱は、平成22年6月30日から施行する。